

浄化槽整備事業（廃棄物処理施設整備費の内）（公共）

* 18,159百万円

18,929百万円（25,659百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し健全な水環境を確保するため浄化槽整備事業の補助による国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような補助制度の見直しを行うものである。

浄化槽整備事業総額	18,929百万円
〔浄化槽整備費補助金	15,929百万円〕
〔循環型社会形成推進交付金（新規）	3,000百万円〕

この他、内閣府に計上している汚水処理施設整備交付金のうち浄化槽整備事業相当分（7,500百万円）を含めた総額は、26,429百万円

補助率・補助先等 1/3、市町村

補助要件の緩和

- ・ 市町村設置型における整備戸数の下限（年間20戸）について、事業が3年以上継続した場合又は50戸以上整備した場合については、戸数制限を10戸に緩和。
- ・ 市町村設置型における補助対象地域に係る汚水衛生処理率の要件を緩和。（60% 85%、45% 65%）
- ・ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に定める地域における市町村設置型の補助要件について、対象地域に係る汚水衛生処理率の要件を撤廃するとともに、当該地域を要件緩和地域（年間10戸）に追加。

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域における生活排水対策が進み、健全な水環境の向上が図られる。

* 内は、平成16年度予算総額から、内閣府に計上している汚水処理施設整備交付金に相当する額（7,500百万円）を除いた予算額